別表１（第４条関係）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助対象事業 | 補助事業内容 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助上限額 |
| 1.新規創業支援 | 町内において起業する者で、店舗・土地等の取得費用、または店舗改修費用に対する助成 | 店舗・土地等取得費用、店舗改修工事費用、設備投資に係る費用から、次の各号に掲げる費用を除いた額が200万円以上のものとする。（操業開始にあたり、特別な事情がある場合に限り、指定申請前１月以内に係る上記費用を含む）  （１）設計費、諸経費  （２）敷地整備費  （３）産業廃棄物運搬処理費  （４）外構工事費（通路・舗装・フェンス、車庫、物置等）  （５）国、道、町その他の団体の制度により助成された費用 | 1/2 | 200万円 |
| 上記に伴う固定資産税相当分　（店舗・土地等に限る。） | - | 年20万円  （3年間） |
| 2.賃貸店舗等家賃等助成 | 町内において起業する者で、賃貸店舗等を活用する際の家賃に対する助成 | 月額家賃 | 7/10 | 月額5万円  （3年間） |
| 賃貸店舗所有者の承諾を得たうえ、必要に応じ店舗の改修を行う工事費用 | 店舗改修工事費用の額が50万円以上のものとする。 | 1/2 | 200万円 |
| 3.雇用助成 | 上記1または2の事業に該当し、新たに町内居住者の従業員を常時雇用する際の助成 | 常時雇用される従業員の雇用に係る経費 | 1人50万円 | 年5人250万円  （3年間） |
|  |  |  |  |  |
| 4.既存店舗建替え・全面改修等助成 | 町内において現に営業をしている店舗の建替え、全面改修等費用に対する助成 | 店舗・土地等取得費用、店舗建替工事費用、店舗全面改修等費用、設備投資に係る費用から、次の各号に掲げる費用を除いた額が200万円以上のものとする。  （１）設計費、諸経費  （２）敷地整備費  （３）産業廃棄物運搬処理費  （４）外構工事費（通路・舗装・フェンス、車庫、物置等）  （５）国、道、町その他の団体の制度により助成された費用 | 1/2 | 200万円 |

|  |
| --- |
|  |